国土交通省告示第225号　第一項　第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・第二号　イ　に基づく可燃物燃焼距離計算

・ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

Hs=0.0106{1+10000/(Ah+800)}Ah

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

Ah:ストーブ等の水平投影面積(cm²)

NESTOR MARTIN D33 の足を含まない本体部分の大きさは
縦64.3cm　横57.0cm　奥行43.0cm　なので

Ah=57.0 X 43.0 = 2451.00(cm²)

これより

Hs=0.0106{1+10000/(2451.00+800)}2451.00
=105.9 (cm)

・ストーブ等可燃物燃焼基準距離

Ds={(Hs−h)/(Hs)}Ls

Ds:ストーブ等可燃物燃焼基準距離(cm)

Hs:ストーブ等可燃物燃焼垂直距離(cm)

h:ストーブ等の表面の各点から軌道上の各点までの垂直距離(cm)

Ls:ストーブ等可燃物燃焼水平距離(cm)

前面方向　Lsop
背面方向　Lssl1
側面方向　Lssl2　とする

ストーブ等の前面Ds={(Hs−h)/(Hs)}Lsop
={(105.9−h)/(105.9)}145.3

ストーブ等の背面Ds={(Hs−h)/(Hs)}Lssl1
={(105.9−h)/(105.9)}96.26

ストーブ等の側面Ds={(Hs−h)/(Hs)}Lssl2
={(105.9−h)/(105.9)}83.61

変数hはストーブ等の上面よりの高さであり、最大Dsはh=0の時となる

Hs、Ds内部に含まれる範囲をストーブ等可燃物燃焼部分とし、
ストーブ等可燃物燃焼部分内を特定不燃材、外部を難燃材料等で仕上げること

・第二号　ロ　に基づく　ストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に
面する部分を遮熱板等で火熱の影響を有効に遮断した場合の離隔距離

(1)−(ii)ストーブ等と遮熱板等との距離は　42.5cm 以上
ストーブ等可燃物燃焼部分の天井と遮熱板等との距離は　2.5cm 以上

(3)　ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井の室内に面する部分との距離は
ストーブ等可燃物燃焼垂直距離の1/2以上とする
ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の1/2が45cm未満の場合は、45cm以上とする

上記より、NESTOR MARTIN D33 の場合

天井面方向：Hs X 1/2 = 105.9/2 = 52.95 (cm)

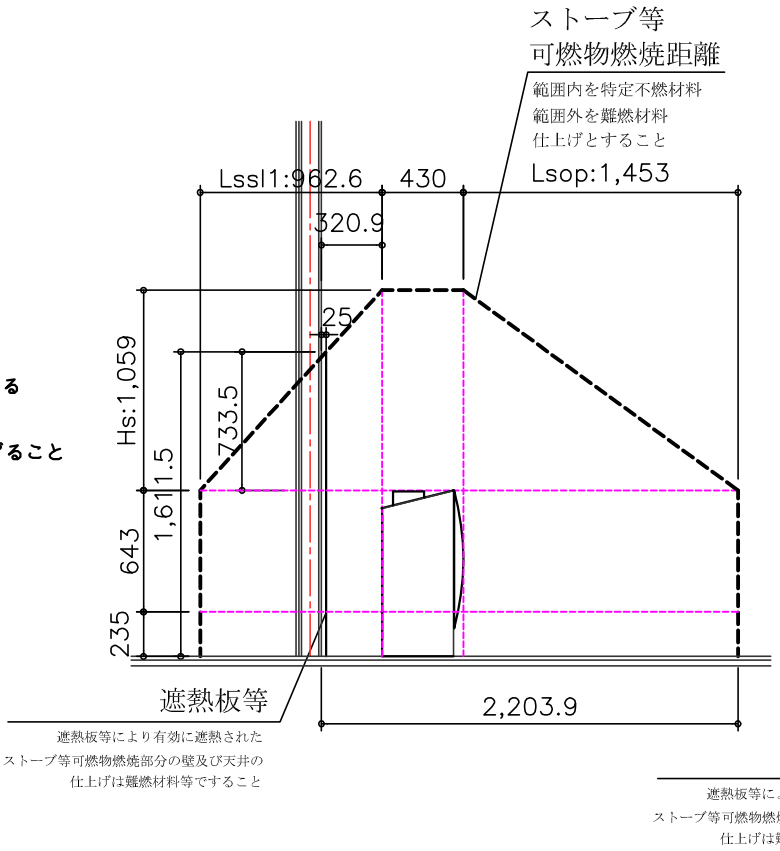

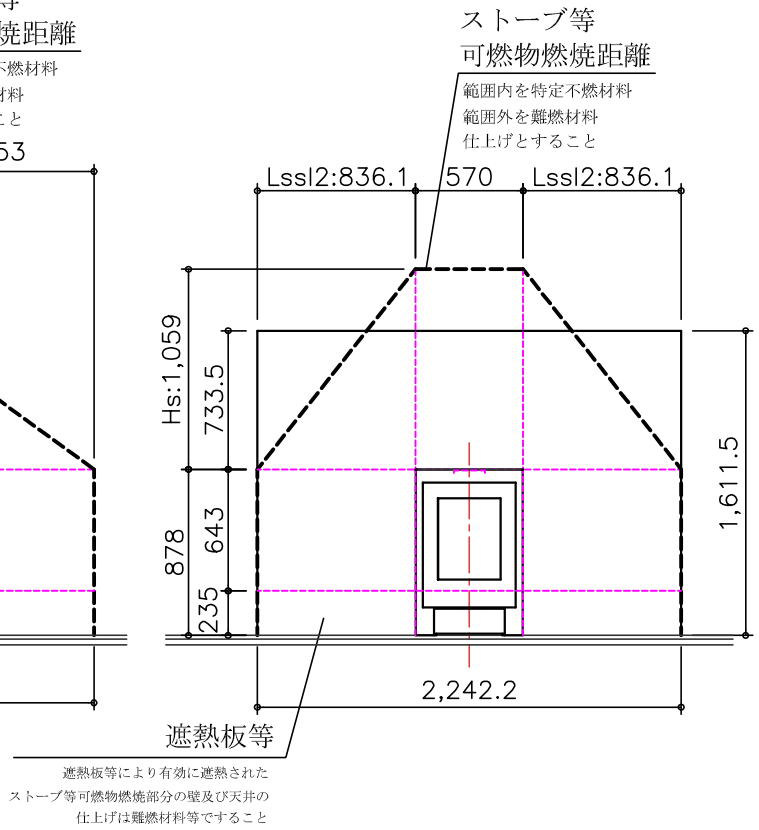

特定不燃材料

平成12年建設省告示第1400号(平成16年改正　国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

- コンクリート
- れんが
- 陶磁器質タイル
- 繊維強化セメント板
- 厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
- 厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
- 鉄鋼
- 金属板
- モルタル
- しっくい
- 石
- 厚さが12mm以上のせっこうボード
  (ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
- ロックウール
- グラスウール板

方向	面積		ストーブ等可燃物燃焼距離			遮熱板設置時
	記号	cm²	材質	記号	mm	最小距離 mm
正面	Av1	3665.10	ガラス	Lsop	1453.0	−
背面	Av1	3665.10	鋳物	Lssl1	962.6	320.9
側面	Av2	2764.90	鋳物	Lssl2	836.1	300.0
上面	Ah	2451.00	鋳物	Hs	1059.0	529.5

株式会社　京阪エンジニアリング
〒601−8184 京都市南区上鳥羽南村山町29−1
Tel (075) 682−7177Fax(075)682−7180

工事名	薪ストーブ工事	縮尺	1/40	担当			2023年7月28日
図面名	D33 国土交通省２２５号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図	検図		設計		製図	舟木	図番	2/2